

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年1月30日提出

高浜市長 吉岡初浩

高浜市専決第5号

専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月20日

高浜市長 吉岡初浩

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市有自動車の事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- (1) 損害賠償の額 240,000円
- (2) 相手方 市内在住者
- (3) 事故の概要

ア 事故発生日時 令和5年8月29日（火）
午前10時50分ごろ

イ 事故発生場所 高浜市神明町地内

ウ 事故の種類 物損事故

エ 事故の状況

市有自動車が道路の突当り箇所から後進する際に、当該道路を走行中の相手方自動車と接触し、相手方自動車の車体左側が破損した。

- (4) 和解の内容

ア 過失割合は、市80%、相手方20%とする。

イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、相手方の損害額300,000円のうち240,000円とし、市が相手方に対して支払う。

ウ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。